

市発注工事受注者各位

新潟市契約課

適正な施工体制について（通知）

市発注工事の施工にあたっては、次の事項について十分ご留意いただき、適正に施工されるようお願いいたします。

1 地元企業の活用，地元資材の優先的使用

地域経済活性化等の目的として、平成17年6月から特記仕様書により地元業者の下請優先採用を要請していますが、下請業者の他、リース業者、警備業務、運送業務等についても地元業者の活用、地元資材の優先的使用に努めてください。

2 下請契約等の適正化

(1) 下請契約の締結

工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、請負代金や施工範囲等にかかる紛争を防ぐため、**書面による下請契約の締結が義務付けられています。**

「施工体制台帳」の作成義務のある工事は、下請契約書（再下請を含む。）の写しを監督員に提出してください。また、請負金額1千万円以上の工事は、「下請決定通知書」等を監督員に提出してください。（提出方法は特記仕様書をご覧ください。）

(2) 下請代金の適正な支払い

発注者から**請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その工事の下請業者に対して、下請代金を1ヶ月以内に支払わなくてはなりません。下請代金の支払いはできる限り現金払いとし、手形併用の場合であっても現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払いとしてください。手形払いについても、120日以内のなるべく短い期間にしてください。**

前払金は充当できる経費が定められていますので、**適切な資金管理**を行うとともに、**下請業者に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮してください。**

(3) 一括下請負の禁止

公共工事の一括下請負は禁止されています。元請業者は下請工事についても「実質的に関与」している必要があります。

◎「実質的に関与」とは

◎自社の技術者等が次の事項等で主体的な役割を果たしていることが必要

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③出来型・品質管理
- ④完成検査
- ⑤安全管理
- ⑥下請業者への指導監督
- ⑦発注者との協議
- ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

(4) 公共工事設計労務単価

公共工事の労務費については、二省（国土交通省、農林水産省）協定単価である「公共工事設計労務単価」に基づく労務単価で積算しています。この点に十分留意し、**下請負の労働者に対しても適正な賃金が支払われるよう配慮してください。**

◎新潟県の平成 28 年 2 月からの公共工事設計労務単価（所定労働時間内 8 時間当たり単価）

主要職種	単価（円）	主要職種	単価（円）	主要職種	単価（円）
特殊作業員	19,900	塗装工	20,900	板金工	21,200
普通作業員	16,800	運転手（特殊）	19,700	内装工	21,600
軽作業員	14,700	運転手（一般）	17,300	ダクト工	18,200
造園工	18,900	型わく工	20,400	保温工	20,100
とび工	20,500	大工	20,800	設備機械工	20,300
電工	18,000	左官	20,400	交通誘導警備員A	12,300
鉄筋工	21,500	配管工	18,500	交通誘導警備員B	10,700
鉄骨工	20,200	防水工	20,800		

3 労働者の事故防止

労働災害の防止については、貴社の労働者のもとより、下請業者の労働者も含めて、保安教育および工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期してください。

4 建設業退職金制度の加入と普及促進

(1) 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）の加入に努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。

(2) 建退共適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に掲示し、現場労働者への周知に努めてください。

(3) 下請業者の加入促進

受注者は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付または掛金相当額の請負代金への算入等、下請業者の加入促進、制度の普及に努めてください。

5 主任（監理）技術者の適正配置

(1) 主任技術者の専任及び監理技術者の配置

請負金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事には、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。

その工事が下請契約の総額で 3,000 万円（建築一式工事は 4,500 万円）以上となる場合は、主任技術者に替えて監理技術者を配置しなければなりません。

(2) 直接的かつ恒常的雇用関係

工事現場に配置する主任（監理）技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。また、専任の主任（監理）技術者については、入札申込日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。